

新しい会費・会員制度の概要（第2案）

はじめに

この「新しい会費・会員制度の概要（案）」は、全国の委員の方々に窓口となっていただきご提出いただいた現行制度へのご意見、そしてそれに基づき本会サービス部門で作成した新制度の概要（案）に対するご意見、以上をもとに作成されているものです。前回の1次案に対して各所属技師会委員より提出のあった意見につきましてはすでに皆様方へ送付させていただきましたが、それら寄せられたご意見を集約し、最大限ご要望を取り入れて作成したのが、この第2案です。従いまして各所に修正が加えられております。

この第2案に示した概要における前案からの大きな変更点は、以下の3項目に集約できます。

- 1) 準会員制度は設置しない。
- 2) 会員制度に技師格は絡ませない。
- 3) 入会金制度はシンプルな制度とする。

ご検討いただいております、この会費会員制度は、日本放射線技師会の諸規程についてのものであり、各所属技師会が独自に持つ定款・規程の変更を求めるものではありません。例えば今回の案の中で免許取得年度内に入会する場合には入会金を免除し、さらに年会費も初年度に限り大きく減じております。また、会費の免除適用を大きく拡大しようとしております。これらはいずれも日本放射線技師会分についてのものであり、所属技師会分については同じ措置を講じる必要はございません。それぞれの定款・規程に基づき徴収していただいておりますことを申し添えておきます。

会費部分の制度が複雑になり、所属技師会での会費納入管理が煩雑になることにつきましては、別に所属技師会宛にお送りしております「多様な会費納入方法の導入について」に記載しておりますので、ご一読いただきますようお願いいたします。

◆ 永年勤続表彰受賞の方々への特典の創設

1. 30年勤続表彰受賞者のうち25年以上継続して会員であった方は、100,000円を本会に納付の上、申請を行うことでそれ以降の本会年会費の納入を免除されることとします。表彰時点で25年に満たない場合には、表彰後に会員籍が満25年となった時点で同様の免除を申請することが可能とします。
2. 50年勤続表彰受賞者のうち35年以上継続して会員であった方は、本人の申請に基づきその表彰の翌年度より、本会会費の納入を免除されるものとします。表彰時点で35年に満たない場合には、表彰後に会員籍が満35年となった時点で免除を申請することが可能とします。
3. すでに表彰を受けておられる方にも、それぞれについて同様に対応します。

趣旨

表彰規程そのものについては変更ありません。これまでの制度に、さらに一定の条件を満たせば特典を受けていただくことができるようにしました。

◆ 会費免除適用の拡大

1. 出産・育児・海外での就業など、やむを得ない事情がある場合には、会員がその旨を所属技師会長経由で申請することにより、最大2年まで会費免除をおこなうことを可能とします。

◆ 会費の再定義

1. 会費納入は本会会員であることを継続する意思の表明と考え、定款に規定のとおり当該年度の当初までに納入を行なうものとします。ただし、当面の間（5年程度）実際の運用上は9月末日を納入の目安とする現行方針に沿うこととします。
2. 会費は年度会費ですから、年度途中での入会、支払い時にも減額されることは無いものという考え方は継続します。

◆ 会費額の減額

1. 本会の年会費から出版物の購読料を分離するものとします。そのため新しい年会費は年額13,000円と現在よりも減額いたします。

2. 診療放射線技師免許取得年度内の入会者は、その初年度に限り年額 5,000 円とし、これには当該年度の雑誌購読料、会員 ID カード（ベーシック）発行手数料を含むものとしします。

趣旨

免許取得直後の入会希望者の経済状況を鑑み、大幅に減額したものとします。また購読料とあわせて定義し、解りやすさを第一に考えていきます。これにより入会促進の一助としていきたいと考えます。

◆ 入会・再入会の区別

1. これまで新入会・再入会と区別して初年度会費額を設定しておりましたが、その区別を撤廃します。入会時は一律 5,000 円を入会金として年会費に付加し、初年度会費 18,000 円となります。ただし、診療放射線技師免許取得年度に入会する場合には入会金部分を免除します。

◆ 購読料の設置

1. 現在年会費の中から支払われている出版物の購読料を分離して考え、日本放射線技師会雑誌年間購読料について、会員特別価格 2,000 円と定めることにします。定価そのものに変更は加えませんが、会員は特別な価格で雑誌購読ができるということを意味します。
2. 購読料の会員特別価格は、12 ヶ月分の購読料という考え方をします。
3. 会員特別価格での提供を受けることができるのは、当然ながら会員としての権利を停止されていない者のみですから、12 ヶ月の購読期間中であっても会員としての権利が停止された場合には、その翌月から通常価格での提供となるものとします。
4. 現在行っているニュース発行については、会員へのサービスとして、購読料を無料とします。
5. 購読料を別に分離しても、基本的には全会員に購読を行なっていただきます。ただし、夫婦で 2 冊は必要ないというような場合があるのも事実ですので、同居親族に印刷物の購読を行なう本会会員がいる場合に限り、他方の会員は購読の免除を申請できるものとします。

趣旨

年会費はあくまでも年度に対するものであり、印刷物購読料は12か月分の印刷物に対するものです。年度途中で納入した者についても、印刷物はその時点から12ヶ月間の購読料とみなします。ただし、翌年度も納入期限に年会費の納入が無かった場合、その時点から会員特別価格での提供は受けられなくなりますので、通常価格で提供されることとなります。よって、翌月号雑誌の受け取りまでで、支払った購読料は底をつくこととなります。ただし発送の停止は会員にとって大きなマイナスですので、その適用にあたっては事前通知等の手順を踏んだ上で行うものとし、極力そのような事象が発生しないように配慮されます。

購読免除の例

同居する夫婦でともに会員であり、妻が雑誌を購読する場合。



本会へ申請することにより、夫は印刷物の購読義務を免除され、本会へは年会費13,000円の納入のみで良いこととなります。

◆ 会費未納の扱いについて

1. 会費が期日までに納入されなかった場合、会員はその継続の意思を表明しなかったものとして、会員としての権利を一時停止されることとなります。
2. その後会費の納入を行なった時点から可及的速やかに権利を再開できます。
3. 権利の一時的な停止期間は定款に則り年度末までとし、その後退会として扱うものとします。それ以降6ヶ月以内に納入した場合には会員として復帰できることも定款のままです。
4. 会費未納による退会手続きは、これまでと同様に所属技師会からの申請に基づきますので、ある時点において一方的に日本放射線技師会側で退会処理を行うことはありません。
5. 退会となった場合には、それ以前の生涯学習実績、技師格等は失効します。

以上